

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補正できる軽微な不備)	(補正できる軽微な不備)

第4条 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

第4条 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から施行する。